

報酬規定

～法人様・個人様税務顧問業務等～

伊藤俊一税理士事務所
東京都文京区本駒込4-36-7-1101
電話 03-3822-0010
E-mail shun_ito@nifty.com
平成25年10月1日改定

※本報酬規定はあくまで、目安であり、相談の内容（複雑性など）やその頻度
その他様々な点を考慮して報酬を決定するものとする。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

【法人パックの報酬】

1. 創業支援パック

(1) 対象（条件）

①設立1年以内 ②従業員5名以内 ③会計ソフトによる入力指導（貴社実施）

(2) サポート内容

税務相談、月次監査、法人税・消費税申告書作成、年末調整、償却資産申告書作成、税務調査立会い

自計化導入支援（記帳代行は1年目のみ。2年目以降ご希望の場合は次の法人の報酬1.（2）記載の記帳代行手数料を徴収致します）

住民税特別徴収切替手続きは1,000円／人 別途

（3）月額報酬 15,000円

※1. 但し、神奈川県・東京都・千葉県以外の地域は別途実費交通費を請求致します。

※2. なお、料金は1年経過後、ご相談のうえ改定させていただきます。

2. 会社設立時の届出書のみ作成サービス 10,000円

（上記1. 支援パックご利用の方は無料）

3. 丸投げパック

料金体系については、次の法人の報酬1.（2）記帳代行料の欄をご参照。

丸投げ業務とは毎月貴社を訪問し、以下の作業を実施します。

- 領収書の仕分
- 領収書の糊張り
- 会計ソフトへの入力
- 損益推移表の作成
- 書類のファイリング

対応できない作業は振込みなど、現金を扱う作業。

【サービス対象エリア】 関東近郊

※但し、神奈川県・東京都・千葉県以外の地域は別途実費交通費を請求致します。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

【法人の報酬】

次に掲げる報酬を合計して顧問報酬とする。

1. 顧問報酬

（1）基本報酬

次の①と②の合計額を基本報酬とする。

① 売上基準

年間売上金額	月額顧問料		
	年12回面談	年6回面談	年4回面談
3,000万円未満	27,000 円	19,500 円	15,750 円
1 億円未満	31,500 円	27,000 円	19,500 円
3 億円未満	39,000 円	31,500 円	27,000 円
5 億円未満	47,250 円	39,000 円	31,500 円
10 億円未満	78,750 円	63,000 円	47,250 円
30 億円未満	112,500 円	78,750 円	63,000 円
50 億円未満	150,000 円	112,500 円	78,750 円
50 億円以上	別途見積もり		

② 利益基準

年間経常利益金額	月額顧問料
100万円未満	増減なし
300万円未満	2,000 円
500万円未満	5,000 円
1,000万円未満	10,000 円
1,500万円未満	15,000 円
2,000万円未満	20,000 円
5,000万円未満	30,000 円
5,000万円超	別途見積もり

但し、貴社からの経理データの送付がない場合には、面談しない場合がありますので
 ご了承下さい（原則、月額顧問料3万円未満の場合は来所をお願いしております）。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

(2) 記帳代行料

年間売上金額	月額記帳代行料

1 億円未満	30,000 円
2 億円未満	40,000 円
5 億円未満	50,000 円
10 億円未満	別途見積り
30 億円未満	別途見積り
50 億円未満	別途見積り
50 億円以上	別途見積り

※丸投げパックについては50,000 円～（個別相談）

(3) 資金繰り

5,000 円/月 （貴社会計ソフト使用又は貴社作成資金繰り表使用の場合は無料）

但し、年12 回面談先は毎月作成し、年6 回面談先は2 ヶ月に1 度作成、
年4 回面談先は3 ヶ月に1 度作成することとする。

2. 法人税・法人住民税・事業税 申告報酬

(1) 年12 回面談先

月額顧問報酬の6倍（但し、最低金額130,000 円とする）。

(2) 年6 回面談先

月額顧問報酬の7倍（但し、最低金額140,000 円とする）。

(3) 年4 回面談先

月額顧問報酬の8倍（但し、最低金額150,000 円とする）。

(4) 決算説明資料作成

決算説明用資料作成が必要な場合には前述の決算申告報酬に10%を加算する。

(5) その他

連結納税・連結決算（持分法を含む）・税効果会計等については別途報酬
（最低金額500,000 円とし別途見積り。但し導入年度の最低金額3,000,000 円
とする）が必要。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

3. 消費税申告報酬

(1) 簡易課税方式 月額顧問報酬 相当額

(2) 原則課税方式

- ① 比例配分方式 月額顧問報酬 相当額
- ② 個別対応方式 月額顧問報酬の2倍

4. 給与計算代行（弥生給与・JDL／当職作成エクセルシート）

- ・基本料金 10,000 円／月+1人1,000 円を加算
- ・住民税 特別徴収切替手続き 1,000 円／人

5. 給与計算ソフトの利用

上記4. と同じ

6. 税務調査立会

- ・立会日当 80,000円 遠方の場合は実費交通費
- ・修正申告書作成 1期分につき1ヶ月の月額基本報酬相当額
- ・特別な調査研究を要する場合 別途加算及び実費

7. 年末調整

次の基本料金と社員人数対応金額との合計額

- (1) 基本料金 10,000 円
- (2) 社員人数対応金額

以下1人増すごとに1,000円加算

(注) 年末調整業務の範囲

確定所得税の算出

給与支払報告書の作成

法定調書合計票の作成

その他支払調書の作成（但し、外注支払調書は除く）

【全て、税抜金額にて表示しております。】

- (3) 外注支払調書作成報酬

外注件数（枚数）	対応報酬
----------	------

5人以下	0円
5人超10人以下	5,000 円
10人超20人以下	15,000 円

以下1件増すごとに1,000円加算

8. 固定資産税、償却資産税申告

次の基本料金と課税標準対応金額との合計額

- (1) 基本料金 15,000 円
- (2) 課税標準対応金額

課税標準	対応報酬
1,000万円未満	0 円
3,000万円未満	10,000 円
5,000万円未満	20,000 円
1億円未満	30,000 円

9. セカンドオピニオン (対象：売上5億円以上)

契約期間は1年以内の短期（顧問契約とのつなぎという位置付け）。

- (1) セカンドオピニオン（相談のみの会員）

年間売上金額	月額顧問料	
	随時面談	面談なし
5億円以上10億円未満	16,000 円	8,000 円
10億円以上20億円未満	32,000 円	16,000 円
20 億円以上	別途見積り	別途見積り

(注) 随時面談とは、最大年12回程度以内のものをいい、必要に応じて面談するものとする。

税務相談等相談業務をサービスの対象とし、

仕訳の確認、財務諸表の作成、税務申告書の作成等はサービス対象外とするもの。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

- (2) セカンドオピニオン (上記(1)に加えて、具体的な実行支援までサポート)

※あくまでサポートであり実際の申告、コンサル資料作成の場合は別途見積もり

年間売上金額	月額顧問料	
	随時面談	面談なし
5億円以上10億円未満	20,000 円	10,000 円
10億円以上20億円未満	40,000 円	20,000 円
20 億円以上	別途見積り	別途見積り

(注) 随時面談とは、最大年12回程度以内のものをいい、必要に応じて面談するものとする。

10. 組織再編

(1) 合併・分割・事業譲渡・株式交換・株式移転・現物分配等申告書作成
難易度により別途見積もり

(2) 合併・分割・事業譲渡・株式交換・株式移転・現物分配等シミュレーション作成
難易度により別途見積もり

※現状の顧問税理士を変更していただく必要はありません。

11. 事業承継コンサルティング

(1) スキーム策定

難易度により別途見積もり

(2) 自社株対策

難易度により別途見積もり

※いずれも金融機関が提示するコンサルティング報酬よりはかなりの低額でお見積りさせていただきます。

※現状の顧問税理士を変更していただく必要はありません。

12. 内部統制コンサルティング

・経理合理化

・バックオフィス整備

難易度により別途見積もり

※会計系コンサルティング会社が提示するコンサルティング報酬よりはかなりの低額でお見積りさせていただきます。

※現状の顧問税理士を変更していただく必要はありません。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

13. 役員就任等

- ・非常勤役員
- ・監査役
- ・会計参与
- ・政治資金登録人
- ・税務訴訟保佐人
- ・成年後見人

別途お見積り

【全て、税抜金額にて表示しております。】